

令和7年3月31日付け県公報号外第28号静岡県人事委員会規則第7-1311号（職員の給与に関する規則の一部を改正する規則）中、次のとおり訂正する。

ページ 行

8 上から4

誤

6・7 (略)

9・10 (略)

正

6 任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が給与条例第9条第2項等の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを隨時確認するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

7 (略)

9 任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が給与条例第9条第2項等の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを隨時確認するものとする。この場合においては、第6項の規定を準用する。

10 (略)